

参 考 資 料

参考資料 1 大館市・田代町任意合併協議会日程

参考資料 2 大館市・田代町法定合併協議会スケジュール表

参考資料 3 大館市・田代町任意合併協議会規約（改正後）

【参考資料1】 大館市・田代町任意合併協議会日程

回数	時 期	時 間	場 所	
第4回	平成15年12月26日(金)	10:00~12:00	大館市	
	1 経過報告 2 法定協議会への移行について			
	(法定参加団体) 1 今後の日程協議	*参考資料 任協日程 法定協スケジュール表 改正任協規約		
第5回	平成16年 1月23日(金)	9:00~12:00	田代町	
	1 経過報告 2 任協規約改正案 3 合併協定基本項目(変更) 4 1市1町財政シミュレーション案 5 法定協規約案 6 15法定協事業計画案 7 15法定協予算案 8 16法定協事業計画案 9 16法定協予算案	(継続) *参考資料 法定協会議運営規程案等 法定協スケジュール表 合併協議会事業費見込		
	第6回	平成16年 2月 3日(火)	13:30~16:00	大館市
	1 経過報告 2 1市1町財政シミュレーション案 3 法定協設置議決案 4 15任協決算見込み 5 任協残余財産の帰属	(承認) *参考資料 法定協設置議案等		
	臨時議会	平成16年 2月17日(火)		
	1 法定協設置議決			
	署名	平成16年 2月17日(火)	13:30~14:00	大館市

(法定合併協議会)

第1回	平成16年 3月 2日(火)	13:30~16:00	大館市
-----	----------------	-------------	-----

大館市・田代町任意合併協議会規約

(設置)

第1条 大館市及び田代町(以下「1市1町」という。)は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する市町村の合併(以下「合併」という。)に関する基本的事項の協議及び調整を行うため、任意合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 任意合併協議会は、大館市・田代町任意合併協議会と称する。

(協議事項)

第3条 大館市・田代町任意合併協議会(以下「任意協議会」という。)は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併に関する調査及び研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新市将来構想及び財政計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 任意協議会の事務所は、大館市役所に置く。

(組織)

第5条 任意協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 1市1町の長
- (2) 1市1町の議会の議長及び1市1町の議会がそれぞれ推薦する議員各2人

2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第6条 任意協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、1市1町の長の協議により1市1町の長の中からこれを選任する。

3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は、非常勤とする。

(役員職務)

第7条 会長は、任意協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 任意協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催日時及び開催場所は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が任意協議会に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第10条 任意協議会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第11条 任意協議会に提案する事項の協議及び調整を行うため、任意協議会に幹事会を置くことができる。

2 第3条各号に掲げる事項の専門的な協議及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。

2 任意協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議により定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第13条 新市将来構想案に関する調査及び検討を行うため、任意協議会の附属機関として大館市・田代町新市将来構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 任意協議会の運営に要する経費は、1市1町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 任意協議会の運営に要する経費で1市1町が負担すべき経費は、その総額の2分の1を均等割とし、残額を平成12年国勢調査の人口による人口割として算出するものとする。

3 任意協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第15条 任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 任意協議会の委員及び監事並びに検討委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、第5条第1項第1号に掲げる委員は、報酬を受けることができない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(任意協議会が解散した場合の措置)

第17条 任意協議会が解散した場合においては、任意協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び法第3条第1項の規定に基づく合併協議会(以下「法定協議会」という。)が設置されるときは、会議に諮り、任意協議会の残余財産を法定協議会に帰属させることができる。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、任意協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規約は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会規約の規定は、平成15年12月27日から適用する。

大館市・田代町任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、任意協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、大館市及び田代町の合併に対する姿勢を確立し、法定協議会の設置を目的として運営することを基本原則とする。

2 任意協議会の委員(以下「委員」という。)は、前項の基本原則を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。

3 会議は、公開を原則とする。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整がつかず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録には委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する。

3 会議録及び会議資料は、これを公開する。

(傍聴)

第6条 会議は、これを傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会会議運営規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

大館市・田代町新市将来構想検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、大館市・田代町新市将来構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、新市将来構想案に関し必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、1市1町の長がそれぞれ定める委員各3人をもって組織する。

2 検討委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、非常勤とする。

(役員の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 検討委員会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町新市将来構想検討委員会規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

大館市・田代町任意合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会規約 (以下「規約」という。) 第11条第1項の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会幹事会 (以下「幹事会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、任意協議会の会長 (以下「会長」という。) の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会に提案する事項の協議及び調整に関する事項
- (2) 任意協議会の専門部会の活動の進行管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 1人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議 (以下「会議」という。) は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における協議及び調整の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則 (平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会幹事会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	大 館 市	田 代 町
職 名	助 役	助 役
	企 画 部 長	総 務 課 長

大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大館市・田代町任意合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各専門部会の名称は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 1人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について協議及び調整を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における協議及び調整の経過及び結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表(第3条関係)

専門部会委員

専門部会名	関係所管課	
	大館市	田代町
企画部会	企画部長 建設部長 企画振興課長 電算情報室長 都市計画課長 資源リサイクル対策室長	総務課長
財務部会	企画部長 総務部長 財政課長 契約検査課長 会計課長	総務課長 財務課長 税務課長 建設課長 出納室長
総務部会	総務部長 総務課長 職員課長 管財課長	総務課長 財務課長 住民課長 出納室長
税務部会	総務部長 税務課長 収納課長	税務課長 福祉保健課長
住民部会	企画部長 市民部長 資源リサイクル対策室長 市民課長 保険課長 保健センター所長 生活環境課長	財務課長 税務課長 住民課長 福祉保健課長 建設課長
福祉部会	市民部長 福祉課長 長寿支援課長	住民課長 福祉保健課長 保育園長
産業部会	産業部長 商工課長 観光物産課長 農林課長	財務課長 産業振興課長 建設課長
建設部会	建設部長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 水道課長 工業用水道管理事務所長	財務課長 住民課長 産業振興課長 建設課長 生涯学習課長
教育部会	教育次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 教育研究所長 中央公民館長 中央図書館長 スポーツ課長	総務学校教育課長 生涯学習課長
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長
選管事務局部会	選管事務局長	選管委員会書記長
農委事務局部会	農委事務局長	農委事務局長
監査事務局部会	監査委員事務局長	監査委員書記
病院部会	市立総合病院事務局長 市立総合病院企画課長 市立総合病院総務課長 市立総合病院医事課長	福祉保健課長

大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、大館市・田代町任意合併協議会専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、大館市・田代町任意合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各分科会の名称は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる課等の職員を委員として組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における協議及び調整の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表(第3条関係)

分科会委員

専門部会名	分科会名	関係所管課	
		大館市	田代町
企画部会	企画分科会	企画振興課 資源リサイクル対策室 都市計画課	総務課
	電算分科会	電算情報室	総務課
財務部会	財政分科会	財政課	財務課 出納室
	契約検査分科会	契約検査課	財務課 建設課
	会計分科会	会計課	総務課 財務課 税務課 出納室
総務部会	総務分科会	総務課	総務課 財務課 住民課
	例規分科会	総務課	総務課
	広報広聴分科会	総務課	総務課
	防災分科会	総務課	住民課
	人事分科会	職員課	総務課
	管財分科会	管財課	総務課 財務課 出納室
税務部会	賦課分科会	税務課	税務課 福祉保健課
	徴収分科会	収納課	税務課
住民部会	住民分科会	市民課	税務課 住民課 選管委員会
	年金分科会	市民課	住民課
	国保分科会	保険課	税務課 福祉保健課
	医療給付分科会	保険課	福祉保健課
	保健分科会	保険課 保健センター	福祉保健課
	生活環境分科会	資源リサイクル対策室 生活環境課	総務課 財務課 住民課 福祉保健課 建設課

福祉部会	福祉総務分科会	福祉課	福祉保健課
	保護分科会	福祉課	福祉保健課
	社会福祉分科会	福祉課	総務課 住民課 福祉保健課
	児童福祉分科会	福祉課	福祉保健課
	高齢者福祉分科会	長寿支援課	福祉保健課
産業部会	商工分科会	商工課	総務課 産業振興課
	観光分科会	観光物産課	産業振興課
	農林分科会	農林課	総務課 財務課 産業振興課 建設課 農業委員会
建設部会	土木分科会	土木課	住民課 産業振興課 建設課
	都市計画分科会	都市計画課	財務課 住民課 産業振興課 建設課 生涯学習課
	水道分科会	水道課 工業用水道管理事務所	建設課
	下水道分科会	下水道課	建設課
教育部会	教育総務分科会	教育総務課	総務学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課 教育研究所	総務学校教育課 生涯学習課
	社会教育分科会	社会教育課 中央公民館 中央図書館	総務課 生涯学習課 公民館
	スポーツ分科会	スポーツ課	生涯学習課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
選管事務局部会	選管事務局分科会	選管事務局	選管委員会
農委事務局部会	農委事務局分科会	農委事務局	農委事務局
監査事務局部会	監査事務局分科会	監査委員事務局	監査委員
病院部会	病院分科会	市立総合病院企画課 市立総合病院総務課 市立総合病院医事課	福祉保健課

注意 分科会の委員は、おおむね大館市にあっては課長補佐及び係長、田代町にあっては主幹、主査及び主任の職にある者とする。

大館市・田代町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、任意協議会の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会の会議に関する事項
- (2) 任意協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 任意協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 事務局の職員(以下「職員」という。)は、任意協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

3 事務局の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、上司の命を受け、職員を指揮監督するとともに、局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 任意協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 任意協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 任意協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 任意協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 1市1町の連絡調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 物品及び現金の出納に関すること。

- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、あらかじめ任意協議会の副会長(以下「副会長」という。)のうちから会長が指名する者がその事項を代決する。

2 前項の場合において、副会長が不在のときは、局長がその事項を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事項を代決する。

(文書)

第8条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する市又は町の例による。

(公印)

第9条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与は、当該職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する市又は町の例により、任意協議会の予算から支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会事務局規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表第1（第3条関係）

担 当 名	分 掌 事 務
総 務 担 当	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 任意協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の作成に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 その他他の担当に属さないこと。
計 画 担 当	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
<u>調 整 担 当</u>	<u>1 事務事業の一元化に関すること。</u> <u>2 合併協定項目（総務担当が分掌するものを除く。）の調整に関すること。</u> <u>3 新市の例規に関すること。</u>

別表第 2（第 9 条関係）

公印の種類	様式	印材	書体	寸法	用途	管守責任者	個数
会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 大館市・田代町 任意合併協議会 会長の印 </div>	つげ	てん書	方 21 ミリ メートル	一般文書用	局長	1
局長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 大館市・田代町 任意合併協議会 事務局長の印 </div>	つげ	てん書	方 21 ミリ メートル	一般文書用	局長	1

大館市・田代町任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、任意協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 任意協議会の予算(以下「予算」という。)は、規約第14条第1項に規定する1市1町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、任意協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 任意協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に任意協議会の会議(以下「会議」という。)を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに1市1町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 任意協議会の出納は、会長が行う。

2 任意協議会に属する現金は、銀行その他金融機関にこれを預け入れなければならない。

(任意協議会出納員)

第6条 会長は、任意協議会の事務局の職員のうちから任意協議会出納員を命ずることができる。

2 任意協議会出納員は、会長の命を受け、任意協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、決算を調製し、任意協議会の監事の監査に付した後、任意協議会の会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 任意協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 任意協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算執行整理簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会財務規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

大館市・田代町任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、任意協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 任意協議会の予算(以下「予算」という。)は、規約第14条第1項に規定する1市1町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、任意協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 任意協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に任意協議会の会議(以下「会議」という。)を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに1市1町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 任意協議会の出納は、会長が行う。

2 任意協議会に属する現金は、銀行その他金融機関にこれを預け入れなければならない。

(任意協議会出納員)

第6条 会長は、任意協議会の事務局の職員のうちから任意協議会出納員を命ずることができる。

2 任意協議会出納員は、会長の命を受け、任意協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、決算を調製し、任意協議会の監事の監査に付した後、任意協議会の会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 任意協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 任意協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算執行整理簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会財務規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

大館市・田代町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、任意協議会の委員(規約第5条第1項第1号に掲げる委員を除く。)及び監事並びに大館市・田代町新市将来構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員等が任意協議会又は検討委員会の会議に出席したときは、バス運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

2 委員等がその職務を行うために旅行したときは、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、任意協議会の会長の属する市又は町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この規程は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市・田代町任意合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、任意協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 議長は、会議場の規模に応じて傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴人受付簿(別記様式)に自己の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、のぼりの類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前3条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、当該傍聴人がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月 日)

この要綱は、平成16年1月 日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴要綱の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別記様式（第3条関係）

大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴人受付簿

第 回会議 年 月 日（ 曜日）

番号	住 所	氏 名	年齢（歳）	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				